

仕事と育児の両立を進めよう！

社長からのメッセージ「仕事と育児の両立で幸せな人生を築こう」

～我が社の目標～

男性の育児休業・出生時育児休業取得率 10%以上、平均 1 か月以上

女性の育児休業取得率 80%以上

育児休業は、原則 1 歳になるまで取得できる制度です。夫婦で協力して育児をするため積極的に取得しましょう。

【男性が育児休業を取得するメリット】

- 父親のメリット・・・ 子どもの成長を日々実感できる、育児・家事スキルの向上、これまでの業務の進め方を見直すきっかけ、時間管理能力・効率的な働き方が身につく
- 母親のメリット・・・ 育児不安やストレス軽減、就労継続・昇進意欲・社会復帰への意欲の維持
- 家族のメリット・・・ 育児の喜びや不安を共有することができ、家族の絆が深まる、経済的な安定
- 職場のメリット・・・ 仕事の進め方・働き方を見直すきっかけ、職場の結束が強まり「お互い様」でサポートしあう関係が構築（育児休業だけでなく、病気による入院や介護休業等で不在になる可能性も）、雇用環境の改善による離職率の低下・就職希望者の増加

1. 育児休業（育休）は性別を問わず取得できます。

対 象 者	原則、1 歳未満の子を養育する労働者。※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。夫婦同時に取得できます。 有期雇用労働者の方は、申出時点で、子が 1 歳 6 か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合に取得できます。 <対象外> ①入社 1 年未満の労働者 ②申出の日から 1 年以内（1 歳 6 か月又は 2 歳までの育児休業の場合は 6 か月以内）に雇用関係が終了する労働者 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者。
期 間	原則、子が 1 歳に達する日（1 歳の誕生日の前日）までの間の労働者が希望する期間。なお、配偶者が育児休業をしている場合は、子が 1 歳 2 か月に達するまで出産日と産後休業期間と育児休業期間と出生時育児休業期間を合計して 1 年間以内の休業が可能（パパ・ママ育休プラス）。保育所等に入所できない等の理由がある場合は最長子が 2 歳に達する日（2 歳の誕生日の前日）まで延長可能。
申出期限	原則休業の 1 か月前（1 歳 6 か月又は 2 歳までの育児休業の場合は 2 週間前）までに管理部に申し出てください。
分割取得	分割して 2 回取得可能

2. 出生時育児休業（産後パパ育休）は男性の育児休業取得を促進する制度です。

対 象 者	出生後 8 週間以内の子を養育する主に男性労働者。なお、養子の場合等は女性も取得できます。※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。 有期雇用労働者の方は、申出時点で、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から 8 週間を経過する日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。 <対象外> ①入社 1 年未満の労働者 ②申出の日から 8 週間以内に雇用関係が終了する労働者 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
期 間	子の出生後 8 週間以内の間で 4 週間（28 日）以内の労働者が希望する期間
申出期限	原則休業の 1 か月前までに管理部に申し出てください。※当社では、育児・介護休業法で義務づけられている内容を上回る措置の実施（①研修の実施、②相談窓口の設置）等を労使協定で締結し、申出期限を 1 か月前までとしています。
分割取得	分割して 2 回取得可能（まとめて申し出ることが必要）
休業中の就業（注）	調整等が必要ですので、希望する場合、まずは管理部にご相談ください。

～知っておこう産後の気分の不調～

出産後多くの方は、気分の落ち込みなどの抑うつ気分をはじめとするいわゆる「マタニティ・ブルーズ」を経験します。一過性のことがほとんどですが、2 週間以上続く場合は「産後うつ病」である可能性があるため、早めに医療機関や市町村窓口へ相談してください。出産後は周囲のサポートが重要です。育児休業を有効に活用しましょう。

育児休業、出生時育児休業には、給付の支給や社会保険料免除があります。

育児休業給付

育児休業（出生時育児休業を含む）を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の 67%（180 日経過後は 50%）の育児休業給付を受けることができます。

令和 7 年 4 月以降は、男性は子の出生後 8 週間以内、女性は産後休業後 8 週間以内に、本人と配偶者の両方が 14 日以上育児休業を取得した場合、最大 28 日間、休業開始時の賃金日額の 13% の出生後休業支援給付を受けることができます。

育児休業期間中の社会保険料の免除

一定の要件（その月の末日が育児休業（出生時育児休業を含む、以下同じ）期間中である場合、又はその月中に 14 日以上育児休業を取得した場合。賞与に係る保険料については 1 か月を超える育児休業を取得した場合）を満たしていれば、その月の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。



3. 育児休業、出生時育児休業からの復職に当たっては、仕事と育児の両立支援制度を積極的に利用しましょう。

（1）短時間勤務制度

制度の内容	小学校就業前の子を養育する場合、1日の所定労働時間を6時間に短縮することができます。
対 象 者	小学校就業前の子を養育する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> ① 入社1年未満の労働者 ② 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期 間	1回の申出につき1か月以上1年以内の期間
申出期限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください

（2）所定外労働の制限

制度の内容	小学校就学前の子を養育する場合、所定外労働を制限することを請求できます
対 象 者	小学校就学前の子を養育する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> ① 入社1年未満の労働者 ② 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期 間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申出期限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

（3）時間外労働の制限

制度の内容	小学校就学前の子を養育する場合、時間外労働を1月24時間、1年150時間以内に制限することを請求できます。
対 象 者	小学校就学前の子を養育する労働者。 <対象外> ① 日々雇用労働者 ② 入社1年未満の労働者 ③ 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期 間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申出期限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(4) 深夜業の制限

制度の内容	小学校就学前の子を養育する場合、午後 10 時から午前 5 時までの深夜業を制限することを請求できます。
対 象 者	小学校就学前の子を養育する労働者。 ＜対象外＞ ①日々雇用労働者 ②入社 1 年未満の労働者 ③子の保育ができる同居の家族がいる労働者 ④ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者 ⑤所定労働時間の全部が深夜の労働者
期 間	1 回の請求につき 1 か月以上 6 か月以内の期間
申出期限	開始の日の 1 か月前までに管理部に申し出てください
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(5) 子の看護等休暇

制度の内容	小学校 3 年生修了前の子を養育する場合、1 年に 5 日（子が 2 人以上の場合は 10 日）まで、子の世話等のために休暇が取得できます（時間単位の休暇も可）。
対 象 者	小学校 3 年生修了前の子を養育する労働者（日々雇用労働者を除く）。 ＜対象外＞ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
対象となる事由	・ 負傷し、又は疾病にかかった子の世話 ・ 子に予防接種や健康診断を受けさせること ・ 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話 ・ 子の入園（入学）式、卒園式への参加
申 出 先	管理部に申し出てください。

育児時短就業給付

短時間勤務中には、給付の支給があります。

令和 7 年 4 月以降は、2 歳未満の子を養育するために時短勤務を実施し、受給資格を満たしていれば、原則として時短勤務中に支払われた賃金額の 10% の育児時短就業給付を受けることができます。

当社では、育児休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

また、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

育児休業・出生時育児休業の取得の意向について、以下を記載し、このページのコピーを、
年 月 日まで に、管理部へ提出してください。

該当するものに○	
	育児休業を取得する。
	出生時取得する意向はない。育児休業を取得する。
	取得する意向はない。
	検討中

(※) 男性については、育児休業も出生時育児休業も取得することができます。

【提出日】 年 月 日

【提出者】 所属
氏 名

労働者が妊娠・出産等を申し出た場合に実施する、育児休業・出生時育児休業に関する個別周知・意向確認と併せて、個別の意向聴取を実施することは差し支えありません。

仕事と育児の両立の支障となるような個別の事情の改善に資することがあれば、以下を記載し、このページのコピーを、 年 月 日までに、管理部へ提出してください。

【仕事と育児の両立に関する意向】

※以下の勤務条件や両立支援制度等について、希望の条件や利用期間があれば記載してください。

項目	希望内容
<勤務条件>	
勤務時間帯（始業及び終業の時刻）	
勤務地（就業の場所）	
<両立支援制度等の利用期間>	
育児休業	
短時間勤務制度	
所定外労働の制限	
時間外労働の制限	
深夜業の制限	
子の看護等休暇	
その他	

【その他、仕事と育児の両立に資する就業の条件について、希望すること（その理由）】

※障害のある子や医療的ケアを必要とする子を養育している場合や、ひとり親である等の場合であって、仕事と育児の両立に資する就業の条件について希望することがあれば、こちらに記載してください

【提出日】 年 月 日

【提出者】 所 属
氏 名

我が社は仕事と育児を両立する社員を積極的にサポートします！

社長からのメッセージ

仕事と育児の両立は大変です、男性の協力が必要となります。
その為に会社としても仕事の配分や勤務時間等を考慮して、積極的に
育児休業や出生時育児休暇等が取得できるようにサポートしていきます。

社長の顔写真

～我が社の目標～

男性の育児休業・出生時育児休業取得率 10%以上、平均 1 か月以上
女性の育児休業取得率 80%以上

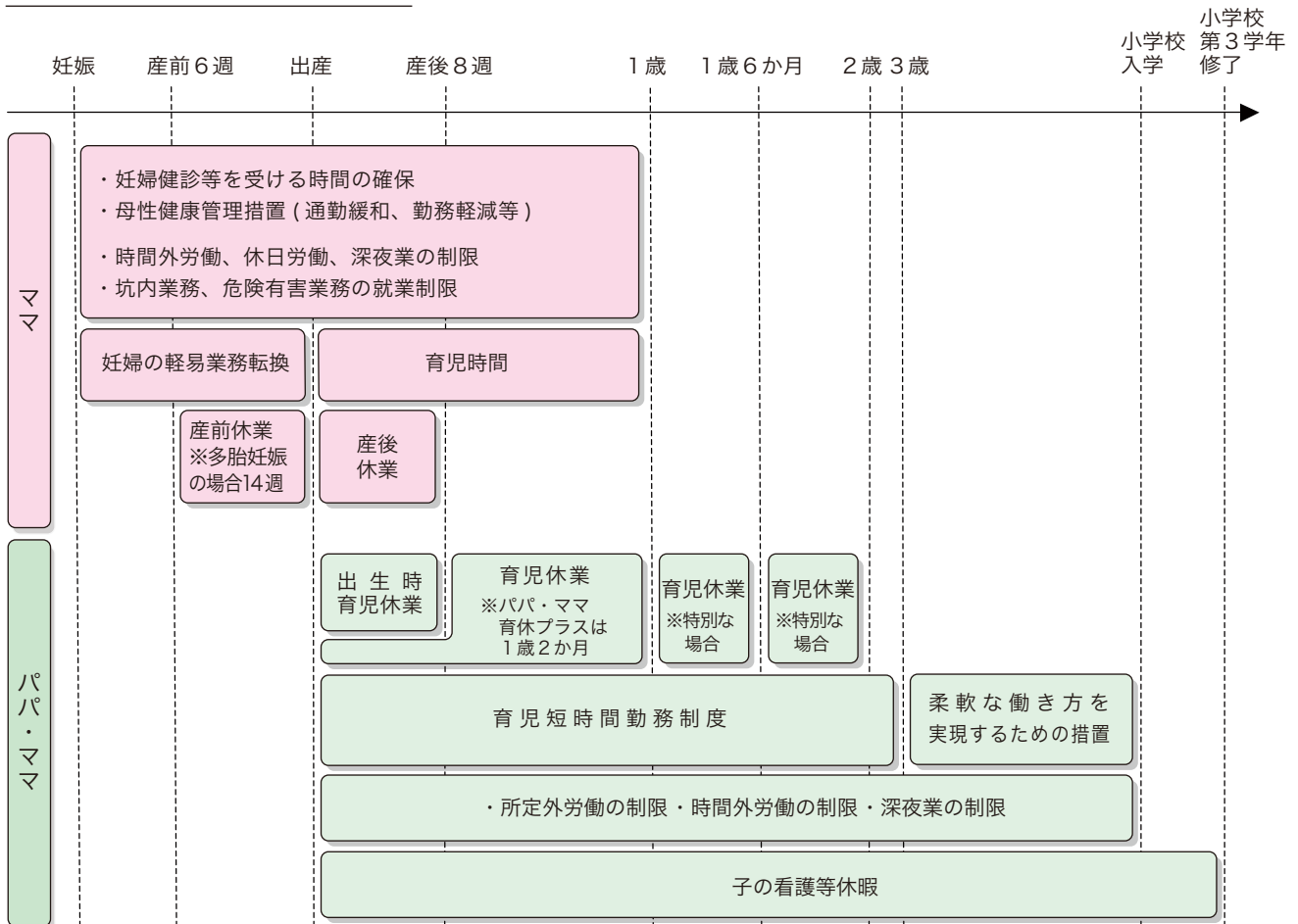
育児休業、出生時育児休業を積極的に取得してください！

そのために、

- 全労働者に対し年に 1 回以上仕事と育児の両立に関する研修を実施します！
- 仕事と育児の両立に関する相談窓口を設置します！
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します！

育児休業、出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください！

仕事と育児の両立支援制度概要



育児休業等に関する相談窓口、
制度利用の申込先

管理部（担当：帯刀、電話番号：058-201-1800

仕事と育児の両立を進めよう！

労働者の仕事と育児の両立のため、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を講じています。夫婦で協力して育児をするため積極的に利用しましょう。

【制度を利用するメリット】

- 労働者本人のメリット… 子どもと一緒に過ごす時間の確保、これまでの業務の進め方を見直すきっかけ、時間管理能力・効率的な働き方が身につく。
- 家族のメリット… 経済的な安定（夫婦ともに柔軟な働き方を実現しつつ就労継続することで、賃金水準を維持することができる）、育児・家事負担の分散
- 職場のメリット… 仕事の進め方・働き方を見直すきっかけ、職場の結束が強まり「お互い様」でサポートしあう関係が構築（育児だけでなく、病気による入院や家族の介護等の事情がある可能性も）、雇用環境の改善による離職率の低下・就職希望者の増加

1. 柔軟な働き方を実現するために、次の中から1つを選択して利用できます。

対 象 者 (共 通)	3歳から小学校就学前の子を養育する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> ①入社1年未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
------------------	--

（1）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤）

制度の内容	始業及び終業時刻について、以下のように変更することができます。 ・通常勤務 = 午前 9 時 00 分始業、午後 6 時 00 分終業 ・時差出勤 A = 午前 8 時 30 分始業、午後 5 時 30 分終業 ・時差出勤 B = 午前 9 時 30 分始業、午後 6 時 30 分終業 ・時差出勤 C = 午前 10 時 00 分始業、午後 7 時 00 分終業
期 間	1回の申出につき1年以内の期間
申 出 期 限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください。

（2）育児短時間勤務

制度の内容	所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする（1歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）
期 間	1回につき、1か月以上1年以内の期間
申 出 期 限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください。

2. その他の両立支援制度も積極的に利用しましょう。

（1）所定外労働の制限

制度の内容	小学校就学前の子を養育する場合、所定外労働を制限することを請求できます。
対 象 者	小学校就学前の子を養育する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> ①入社1年未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期 間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申 出 期 限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください。
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(2) 時間外労働の制限

制度の内容	小学校就学前の子を養育する場合、時間外労働を1月24時間、1年150時間以内に制限することを請求できます。
対 象 者	小学校就学前の子を養育する労働者。 <対象外> ①日々雇用労働者 ②入社1年未満の労働者 ③1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期 間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申 出 期 限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください。
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(3) 深夜業の制限

制度の内容	小学校就学前の子を養育する場合、午後10時から午前5時までの深夜業を制限することを請求できます。
対 象 者	小学校就学前の子を養育する労働者。 <対象外> ①日々雇用労働者 ②入社1年未満の労働者 ③子の保育ができる同居の家族がいる労働者 ④1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 ⑤所定労働時間の全部が深夜の労働者
期 間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申 出 期 限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください。
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

当社では、1,2の措置の利用の申出をしたこと又は利用したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

また、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

措置の利用の意向について、以下を記載し、このページのコピーを、
年 月 日まで に、管理部へ提出してください。

該当するものに○	
	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げをする。
	児短時間勤務をする。
	いずれも利用する意向はない。
	検討中

(※) 労働者は上記措置のうち、ひとつを選択して利用することができます。

【提出日】 年 月 日

【提出者】 所 属
氏 名

労働者の子が3歳に達するまでの時期に実施する、柔軟な働き方を実現するための措置に関する個別周知・意向確認と併せて、個別の意向聴取を実施することは差し支えありません。

仕事と育児の両立の支障となるような個別の事情の改善に資することがあれば、以下を記載し、このページのコピーを、 年 月 日までに、管理部へ提出してください。

【仕事と育児の両立に関する意向】

※以下の勤務条件や両立支援制度等について、希望の条件や利用期間があれば記載してください。

項目		希望内容
＜勤務条件＞		
勤務時間帯（始業及び終業の時刻）		
勤務地（就業の場所）		
＜両立支援制度等の利用期間＞		
所定外労働の制限		
時間外労働の制限		
深夜業の制限		
子の看護等休暇		
柔軟な働き方を実現するための措置	① 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	
	② 育児短時間勤務	
その他		

【その他、仕事と育児の両立に資する就業の条件について、希望すること（その理由）】

※障害のある子や医療的ケアを必要とする子を養育している場合や、ひとり親である等の場合であって、仕事と育児の両立に資する就業の条件について希望することがあれば、こちらに記載してください。

【提出日】 年 月 日

【提出者】 所 属

氏 名

仕事と介護を両立しよう！

介護休業等の制度を利用して、仕事と介護の両立を図りましょう。

1. 介護休業は介護の体制を構築するための休業です。

介護休業の期間中に、復帰後の仕事と介護の両立を見据えて、介護サービス利用等の方針を決定しましょう。

対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 有期雇用労働者の方は、申出時点で、介護休業取得予定日から起算して 93 日経過する日から 6 か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。 <対象外> ①入社 1 年未満の労働者 ②申出の日から 93 日以内に雇用関係が終了する労働者 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
期 間	対象家族 1 人につき通算 93 日までの間の労働者が希望する期間。
対象家族の範囲	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
申 出 期 限	休業の 2 週間前までに管理部に申し出てください。
分 割 取 得	3 回に分割して取得可能

2. 介護休暇は日常的な介護のニーズにスポット的に対応するための休暇です。

介護保険の手続や要介護状態にある対象家族の通院の付き添いなどに対応するために利用しましょう。

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1 年に 5 日（対象家族が 2 人以上の場合は 10 日）まで、介護その他の世話をを行うために、休暇が取得できます（時間単位の休暇も可）。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
申 出 先	管理部に申し出てください。

3. その他の両立支援制度も利用して、仕事と介護を両立しましょう。

日常的な介護のニーズに定期的に対応するため、以下の制度も利用しましょう。

（1）所定外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、所定外労働を制限することを請求できます。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> ①入社 1 年未満の労働者 ② 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
期 間	1 回の請求につき 1 か月以上 1 年以内の期間（請求回数に制限なし）
申 出 期 限	開始の日の 1 か月前までに管理部に申し出てください。
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

（2）時間外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、時間外労働を 1 月 24 時間、1 年 150 時間以内に制限することを請求できます。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者。 <対象外> ①日々雇用労働者 ②入社 1 年未満の労働者 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
期 間	1 回の請求につき 1 か月以上 1 年以内の期間（請求回数に制限なし）
申 出 期 限	開始の日の 1 か月前までに管理部に申し出てください。
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(3) 深夜業の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、午後 10 時から午前 5 時までの深夜業を制限することを請求できます。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者。 ＜対象外＞ ①日々雇用労働者 ②入社 1 年未満の労働者 ③介護ができる同居の家族がいる労働者 ④ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者 ⑤所定労働時間の全部が深夜の労働者
期 間	1 回の請求につき 1 か月以上 6 か月以内の期間（請求回数に制限なし）
申 出 期 限	開始の日の 1 か月前までに管理部に申し出てください。
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(4) 介護のための短時間勤務制度

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1 日の所定労働時間を 6 時間に短縮することができます。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 ＜対象外＞ ①入社 1 年未満の労働者 ② 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
期間・回数	対象家族 1 人につき、利用開始の日から連続する 3 年の間で 2 回まで
申 出 期 限	原則開始の日の 2 週間前までに管理部に申し出てください。

介護休業には、給付の支給があります。

介護休業給付

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の 67% の介護休業給付を受けることができます。

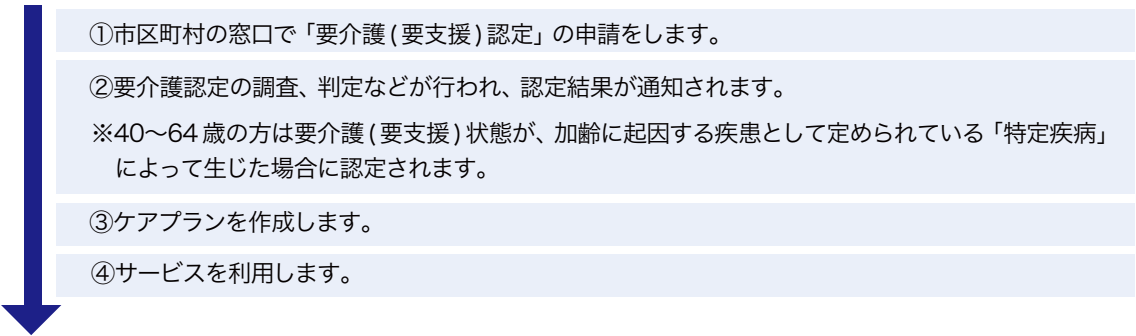
介護保険制度も活用しましょう。

介護保険制度・介護サービス

40 歳から 64 歳の方については、ご自身が加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、親が高齢となり介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。介護保険制度は、介護保険加入者（40 歳以上の方）の保険料負担により、老後の不安の原因である介護を社会全体で支えています。

高齢のご家族の介護で悩み・不安がある方へ。

お住まいの地域包括支援センターへご相談ください。市区町村や市区町村が委託する組織により公的に運営されており、相談内容に応じ、具体的な解決策の提案をします。高齢の家族の生活に関することや介護のことなど幅広く対応します。



40 歳～64 歳の介護保険料

■健康保険に加入している方

健康保険に加入する 40 歳～64 歳の方が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます。なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で 1/2 ずつ負担します。

■国民健康保険に加入している方

国民健康保険に加入する 40 歳～64 歳の方が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収されます。

当社では、介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。

介護休業・介護両立支援制度の取得・利用の意向について、以下を記載し、このページのコピーを、 年 月 日までに、管理部へ提出してください。

該当するものに○	
	介護休業を取得する。
	介護休暇を取得する。
	所定外労働の制限を利用する
	時間外労働の制限を利用する。
	深夜業の制限を利用する。
	介護のための短時間勤務制度を利用する。
	いずれも取得・利用する意向はない。
	検討中

(※) 介護休業以外の制度は、組み合わせて利用することができます。

【提出日】 年 月 日

【提出者】 所属
氏 名

仕事と介護の両立を考えよう！

介護はいつ始まるか分かりません。だからこそ、いざというときに慌てないよう、事前に利用できる制度等を把握しておきましょう。

【介護に備えて確認しておきましょう】

- 仕事と介護の両立支援制度・・・ 仕事と介護の両立のために利用できる、介護休業等の両立支援制度を確認しましょう。
- 介護休業給付・・・ 介護休業を取得した場合に受けられる経済的支援について受給資格や支給要件を確認しましょう。
- 介護保険制度・介護サービス・・・ 40歳以上の方は介護保険に被保険者として加入します。
介護保険制度の内容や、被保険者が利用できる介護サービスについて確認しましょう。

仕事と介護の両立支援制度

1. 介護休業は介護の体制を構築するための休業です。

介護休業の期間中に、復帰後の仕事と介護の両立を見据えて、介護サービス利用等の方針を決定しましょう。

対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 有期雇用労働者の方は、申出時点で、介護休業取得予定日から起算して 93 日経過する日から 6 か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。 <対象外> ①入社 1 年未満の労働者 ②申出の日から 93 日以内に雇用関係が終了する労働者 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
期 間	対象家族 1 人につき通算 93 日までの間の労働者が希望する期間。
対象家族の範囲	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
申 出 期 限	休業の 2 週間前までに管理部に申し出てください。
分 割 取 得	3 回に分割して取得可能

2. 介護休暇は日常的な介護のニーズにスポット的に対応するための休暇です。

介護保険の手続や要介護状態にある対象家族の通院の付き添いなどに対応するために利用しましょう。

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1 年に 5 日（対象家族が 2 人以上の場合は 10 日）まで、介護その他の世話をを行うために、休暇が取得できます（時間単位の休暇も可）。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
申 出 先	管理部に申し出てください。

3. その他の両立支援制度も利用して、仕事と介護を両立しましょう。

日常的な介護のニーズに定期的に対応するため、以下の制度も利用しましょう。

(1) 所定外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、所定外労働を制限することを請求できます。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> ①入社 1 年未満の労働者 ② 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者
期 間	1 回の請求につき 1 か月以上 1 年以内の期間
申 出 期 限	開始の日の 1 か月前までに管理部に申し出てください。
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(2) 時間外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、時間外労働を1月24時間、1年150時間以内に制限することを請求できます。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者。 <対象外> ①日々雇用労働者 ②入社1年未満の労働者 ③1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期 間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申 出 期 限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください。
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(3) 深夜業の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、午後10時から午前5時までの深夜業を制限することを請求できます。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者。 <対象外> ①日々雇用労働者 ②入社1年未満の労働者 ③介護ができる同居の家族がいる労働者 ④1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 ⑤所定労働時間の全部が深夜の労働者
期 間	1回の請求につき1か月以上6か月以内の期間
申 出 期 限	開始の日の1か月前までに管理部に申し出てください
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(4) 介護のための短時間勤務制度

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1日の所定労働時間を6時間に短縮することができます。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> ①入社1年未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期間・回数	対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年の間で2回まで
申 出 期 限	原則開始の日の2週間前までに管理部に申し出てください。

介護休業には、給付の支給があります。

介護休業給付

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

介護保険制度も活用しましょう。

介護保険制度・介護サービス

40歳から64歳の方については、ご自身が加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、親が高齢となり介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。介護保険制度は、介護保険加入者（40歳以上の方）の保険料負担により、老後の不安の原因である介護を社会全体で支えています。

高齢のご家族の介護で悩み・不安がある方へ

お住まいの地域包括支援センターへご相談ください。市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、相談内応に応じ、具体的な解決策の提案をします。高齢の家族の生活に関することや介護のことなど幅広く対応します。

介護サービスの利用のしかた (ご自身やご家族に介護が必要になった場合の具体的な手続きの流れ)

①市区町村の窓口で「要介護(要支援)認定」の申請をします。

②要介護認定の調査、判定などが行われ、認定結果が通知されます。

※40～64歳の方は要介護(要支援)状態が、加齢に起因する疾患として定められている「特定疾病」によって生じた場合に認定されます。

③ケアプランを作成します。

④サービスを利用します。

40歳～64歳の介護保険料

■健康保険に加入している方

健康保険に加入する40歳～64歳の方が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます。なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で1/2ずつ負担します。

■国民健康保険に加入している方

国民健康保険に加入する40歳～64歳の方が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収されます。

当社は、介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。

我が社は仕事と介護を両立する社員を積極的にサポートします！

社長からのメッセージ

仕事と介護の両立は大変です、社会のサポートもありますが家族の協力が必要となります。

その為に会社としても仕事の配分や勤務時間等を考慮して、積極的に介護休業や介護休暇等が取得できるようにサポートしていきます。

社長の顔写真

～我が社の目標～

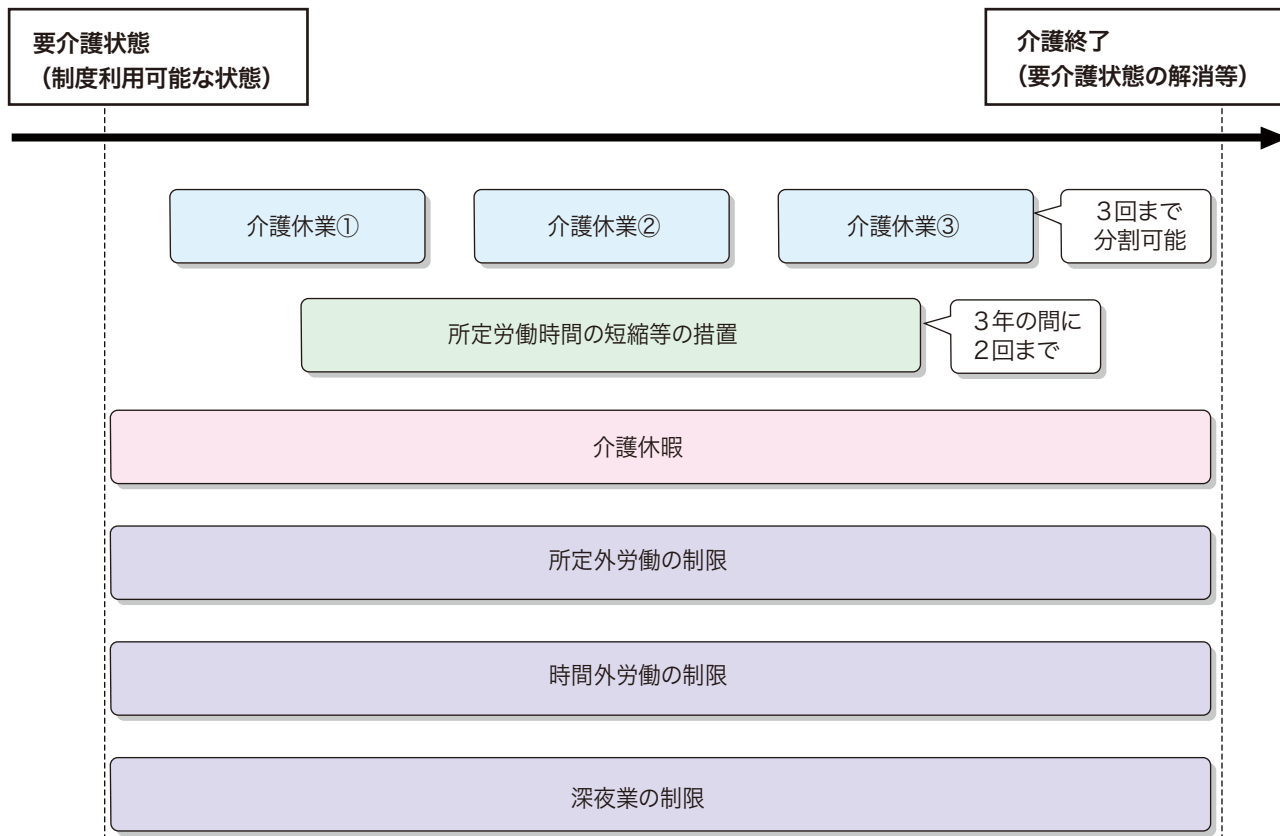
介護を理由として退職する社員を生じさせない。

介護休業や介護休暇等の両立支援制度を積極的に活用してください！

そのために、

- 全労働者に対し年に1回以上仕事と介護の両立に関する研修を実施します！
- 仕事と介護の両立に関する相談窓口を設置します！
- 介護に直面した旨の申出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに介護休業や介護両立支援制度等の取得・利用の意向を確認します！
- 介護に直面する前の早い段階（40歳等）の方に対し、介護休業や介護両立支援制度等に関して情報提供を行います！

仕事と介護の両立支援制度概要



介護休業等に関する相談窓口、
制度利用の申込先

管理部（担当：帯刀、電話番号：058-201-1800